

## 令和7年度

大津市企業局水道事業部浄水管理センターにおける飲料用自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する一般競争入札要領

### 受付期間

令和8年2月20日(金曜日) 9時00分から  
令和8年3月9日(月曜日) 17時00分まで

### 入札日

令和8年3月24日(火曜日)

大津市企業局水道事業部  
浄水管理センター浄水施設課

## 目 次

1	競争入札に付する事項（貸付物件の概要）	・・・	1
2	自動販売機の設置条件	・・・	2
3	入札参加資格	・・・	3
4	入札参加の申込み	・・・	5
5	資格確認結果の通知	・・・	6
6	入札参加資格のない者への理由説明	・・・	6
7	質問及び回答	・・・	6
8	契約条項を閲覧する場所及び期間	・・・	6
9	入札の日時及び場所	・・・	7
10	郵便入札に関する事項	・・・	7
11	入札の無効	・・・	8
12	契約の締結	・・・	8
13	落札情報の公開	・・・	8
14	貸付箇所見取図	・・・	9
15	貸付箇所イメージ写真	・・・	10
16	封書宛名等記載方法の例（申請書）（別紙1）	・・・	11
17	封書宛名等記載方法の例（入札書）（別紙1）	・・・	12
18	一般競争入札参加申込書（賃貸借契約用）（様式第1）	・・・	13
19	誓約書（様式第2）	・・・	14
21	役員名簿（様式第2の2）	・・・	15
22	質問書（様式第5）	・・・	16
23	入札書（様式第7の2）	・・・	17
24	委任状（様式第8）	・・・	18
25	自動販売機の管理関係に関する届出書（様式第11）	・・・	19
26	市有財産賃貸借契約書	・・・	20
27	仕様書	・・・	25

## 大津市企業局水道事業部浄水管理センターにおける飲料用自動販売機の 設置事業者を募集します

この要領は大津市企業局水道事業部浄水管理センターにおける飲料用自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置に係る行政財産の貸付について、飲料用自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）を一般競争入札の方法により選定するため、必要な手続きを定めたものです。

入札に参加希望される方は、この要領をよく読み、各事項を承知したうえ、お申込みください。

### 1 競争入札に付する事項（貸付物件の概要）

#### ・売上額の手数料率を入札にて決定する。

- (1) 貸付物件名 大津市企業局水道事業部浄水管理センター飲料用自動販売機設置箇所
- (2) 所在地 大津市柳が崎6番1号
- (3) 貸付箇所 9頁「貸付箇所見取図」のとおり
- (4) 貸付面積 1.10 m<sup>2</sup> （自動販売機部分 0.96 m<sup>2</sup> 容器回収箱部分 0.14 m<sup>2</sup>）
- (5) 外形寸法 自動販売機部分 （幅 1.20m×奥行き 0.80m×高さ 1.90m 以内）  
容器回収箱部分 （幅 0.31m×奥行き 0.45m×高さ 0.80m 以内）
- (6) 貸付料 14,769円（貸付期間総額）
- (7) 貸付期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

※ いずれも手数料額は売上額に所定の手数料率を乗じた金額とし、光熱水費は使用実績に基づいて算定した額とする。

※ 貸付面積は自動販売機設置部分と容器回収箱設置部分を合計した面積とする。

※ 自動販売機部分の外形寸法には放熱余地を含み、電力量計（メーター）の寸法は含まない。

※ 自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合があるため、事前に確認すること。

(参考)

開庁日時	平日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。） 令和8年4月1日より 午前9時00分から午後5時00分まで
センター職員数 及び来客者数	センターに従事する職員数：概ね30人／日 委託業者数：概ね15人／日 来客者数：概ね30人／日 作業員数：概ね5人／日（工事期間除く）
センターにある 自動販売機の飲料価格	缶、ペットボトル 100円から160円 ※一部の飲料を除く
設置場所の環境	センター職員及び委託業者、施設訪問者が利用する。 柳が崎浄水場次亜注入設備更新改良工事及び柳が崎浄水場受変電設備更新改良工事に伴い、延べ1900人の工事作業員が従事する。

## 2 自動販売機の設置条件

### (1) 設置事業者の施設使用形態

地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づき、大津市が設置事業者に対し、行政財産の一部を貸付ける方法により行う。

### (2) 貸付期間

貸付物件の貸付期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

なお、この契約は、借地借家法(平成3年法律第90号)第25条の規定による一時的な借地権の設定によるものであり、貸付契約の更新は行わないものとする。

### (3) 貸付料

大津市行政財産使用料条例による金額をもって貸付料とする。

各年度、納入通知書により大津市企業局が指定する期日までに一括納付すること。

### (4) 手数料

入札書に記載された手数料率に売上額を乗じた金額をもって手数料とし、合計額に1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てた額を手数料とする。

四半期分を、納入通知書により大津市企業局が指定する期日までに一括納付すること。

### (5) 必要経費

光熱水費の負担については、設置事業者の負担とする。

設置事業者は、自動販売機に光熱水費の使用量を計る専用メーターを設置し、それによる実費を大津市企業局が指定する期日までに一括納付すること。

### (6) 設置機器の仕様

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものに限る。

①省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

②新旧500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。

③外形寸法を超えないものとし、漏電ブレーカーを内蔵し転倒防止対策を行うこと。

④災害発生時に自動販売機の飲料を無償で提供することを前提とした機器とし、災害発生時に大津市企業局が飲料の提供を必要と判断した場合(大津市の行政区域内において震度5弱以上の地震により上下水道、ガス施設に甚大な被害を受けたとき、又は、同等以上の災害が発生したとき若しくはそれらが発生する恐れがあるときにおいて、大津市企業局災害対策本部が必要と認めた場合)には、自動販売機内のすべての飲料を無償で提供するものとする。

### (7) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

①入札条件を遵守し、貸付料、手数料及び光熱水費を大津市企業局が指定する期限までに確実に納付すること。

②落札物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡又は転貸することができない。

③販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、大津市企業局の指示に従うこと。

④販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類の販売を行わないこと。

なお、商品の具体的な構成については、落札決定後、事前に大津市企業局と協議を行うこと。

⑤他の自動販売機の販売価格と均衡のとれた価格で販売すること。

### (8) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

- ①商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。  
また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ②自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ③衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ④自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。  
また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- ⑤自動販売機の故障や問い合わせについては、自動販売機本体に連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。また、大津市企業局へ「自動販売機の管理関係に関する届出書（様式第11）」を提出すること。

#### (9) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。  
なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を大津市に請求することができない。

### 3 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、この公告の日から開札の日まで（第2号を除く。）において、次に掲げる全ての要件（以下「入札参加資格」という。）を備えなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (4) 「大津市建設工事等指名停止基準」、「大津市企業局建設工事等指名業者及び指名停止基準」、「大津市物品供給等指名停止基準」又は「大津市企業局物品供給等指名業者及び指名停止基準」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。  
ただし、イ(ア)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

#### ア 資本関係

- (ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

#### イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
    - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
    - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
    - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
    - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
  - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
  - d 組合の理事
  - e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
- (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合（8）次に掲げる税等（法令等の規定に基づく徴収又は納税の猶予を受けているものを除く。）を滞納していない者であること。
- (6) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
  - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 次に掲げる税を滞納していない者であること。
- ア 市町村税（滋賀県内（大津市を除く。）に本店、支店、営業所等を置く場合は所在地の地方自治体に納めるべき税）
  - イ 水道料金、下水道使用料及びガス料金（本店、支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）
- (8) 入札公告の日から過去5年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機を国又は地方公共団体の庁舎等に設置した実績があること。
- (9) 個人の場合は大津市に住所を有し、法人の場合は滋賀県内に本店、支店、営業所又は事務所を置

いている者

#### 4 入札参加の申込み

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を期限までに提出しなければならない。なお、複数の物件を申込み場合は、役員名簿及び資格確認書類は1部で可とする。

ア 一般競争入札参加申込書（様式第1）

イ 誓約書（様式第2）

ウ 役員名簿（様式第2の2）

(ア) 証明書類（発行から3か月以内のもの。）

a 法人の場合

- ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本
- ・営業証明（法人市民税申告書等記載事項証明） ※支店等所在地の納税担当課発行

b 個人の場合

- ・住民票の写し又は登録原票記載事項証明書

(イ) 市町村税、水道料金、下水道使用料及びガス料金の未納がないことの証明書

a 法人の場合

証明書の種類	証明内容	発行元
法人市民税及び固定資産税・都市計画税等の納税証明書	令和6年度分	支店等所在地の納税担当課
水道料金・下水道使用料・ガス料金の収納証明書 (本店、支店、営業所等が本市に存する場合に限る。)	直近1年間のもの	大津市企業局お客様センター

b 個人の場合

証明書の種類	証明内容	発行元
普通徴収（特別徴収）市県民税及び固定資産税・都市計画税の納税証明書	令和6年度分	大津市収納課
水道料金・下水道使用料・ガス料金の収納証明書	直近1年間のもの	大津市企業局お客様センター

(ウ) 入札公告の日から過去5年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機を国又は地方公共団体の庁舎等に設置した実績があることを証明するもの。(例) 契約書の写し等

(2) 前号アからウに掲げる書類の様式は、大津市ホームページの当該入札公告のページからダウンロードして取得すること。

(3) 入札参加申込みの受付期間及び提出方法は、次のとおりとする。

ア 受付期間

令和8年2月20日（金曜日）から3月9日（月曜日）まで（大津市の休日を定める条例第1条に規定する本市の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで。

イ 提出方法

(郵送の場合の宛先等) 〒520-0022

大津市柳が崎6番1号

大津市企業局水道事業部浄水管理センター浄水施設課

大津市企業局水道事業部浄水管理センター浄水施設課長 宛

郵送方法 一般書留又は簡易書留 ※令和8年3月9日（月曜日）午後5時00分まで（必着）  
（持参の場合の提出先） 大津市企業局水道事業部浄水管理センター浄水施設課  
（浄水管理センター3階事務室）

- (4) 書類作成に係る費用は、入札参加申込者の負担とする。
- (5) 提出された書類は返却しない。

## 5 資格確認結果の通知

入札参加申込者が入札参加資格を満たしていることを確認した場合は、申込者に一般競争入札参加資格確認通知書を電子メールにより通知します。

## 6 入札参加資格のない者への理由説明

入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該入札参加申込者にその旨及び理由を明記した一般競争入札参加不適格通知書を電子メールにより通知します。

なお、入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、当該通知のあった日の翌日から起算して7日以内に書面により説明を求めることができます。

説明を求める文書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して7日以内に書面により回答します。

## 7 質問及び回答

公告の内容等に対する質問及び回答は次により行います。

### (1) 質問期限

令和8年2月27日（金曜日） 午後5時00分まで

### (2) 提出方法及び提出場所

質問書（様式はホームページに掲載のもの（様式第5））を使用）を大津市企業局水道事業部浄水管理センター浄水施設課へ電子メールにて送信してください。電子メール以外の方法によるものは受け付けません。質問項目がない場合は提出不要です。なお、メール送信にあたっては確認のため、送信した旨、大津市企業局水道事業部浄水管理センター浄水施設課へ電話連絡してください。

送信先アドレス [otsu2831@city.otsu.lg.jp](mailto:otsu2831@city.otsu.lg.jp)

電話番号 **077-528-2965**

### (3) 回答日時

令和8年3月6日（金曜日） 午前9時00分

### (4) 回答方法

回答書を大津市企業局ホームページ上に掲載するとともに、大津市企業局水道事業部浄水管理センター浄水施設課において閲覧に供します。

## 8 契約条項を閲覧する場所及び期間

(1) 閲覧場所 大津市企業局水道事業部浄水管理センター浄水施設課  
（浄水管理センター3階事務室）

(2) 閲覧期間 令和8年2月20日（金曜日）から同年3月24日（火曜日）まで（大津市の休日を定める条例第1条に規定する本市の休日を除く。）の午前9時00分から午

後5時00分まで。

## 9 入札の日時及び場所

- (1) 開札日 令和8年3月24日(火曜日) 午後1時15分
- (2) 開札場所 大津市柳が崎6番1号 大津市企業局水道事業部浄水管理センター3階会議室
- (3) 入札方法 一般競争入札：郵便入札による。  
※入札書の到達期限：令和8年3月23日(月曜日)  
午後5時00分まで(必着)
- (4) 入札書等の郵送先 〒520-0022  
大津市柳が崎6番1号  
大津市企業局水道事業部浄水管理センター浄水施設課  
大津市企業局水道事業部浄水管理センター浄水施設課長 宛  
郵送方法：一般書留又は簡易書留
- (5) 最低手数料率 非公表とする。
- (6) 入札回数 3回までとする。
- (7) 入札の不成立 一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1)及び誓約書(様式第2)を提出するものがない場合は、当該入札は不成立とする。
- (8) 落札者の決定方法 落札者は、最低手数料率以上での最高の手数料率をもって入札した者とする。  
開札の結果、落札者となるべき同手数料率の入札をした者が2者以上ある場合はくじによって決定する。
- (9) 入札に関する注意事項  
入札者は、2(2)の貸付期間中の売上額に対する手数料率(%)を記入すること。落札決定においては、入札書に記載された手数料率をもって契約手数料率とする。  
なお、入札書への記入にはアラビア数字を使用し、手数料率は最初の数字の前に「#」を記入し、小数点第1位まで記入すること。

## 10 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の提出は郵送にて行うものとし、持参その他の方法によるものは受け付けない。一般書留又は簡易書留により、9(3)の到達期限内に到着するように郵送すること。
- (2) 封書宛名等記載方法の例(別紙1)により封筒に入札書を入れ、封かんし、表側に「大津市企業局水道事業部浄水管理センター浄水施設課長宛」と記載した上で、「入札書在中」の表記、件名及び開札日を記載するとともに、入札参加者名を差出人として記載すること。
- (3) 入札書郵送後において、開札執行までは入札辞退を認めるものとする。この場合において辞退の申出は任意の様式による入札辞退届による。
- (4) 郵送に使用する封筒は任意のものとし、入札書については、様式第7の2を使用すること。  
また、入札書のくじ番号欄に3桁以内の任意の値を記入すること。
- (5) 入札者は、本市に到達した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (6) 入札執行回数は3回を限度(再度入札についても郵便入札とする。)とし、初回入札において落札者が決定しなかった場合は、開札後、速やかに再度入札を行う旨を入札参加者へ連絡する。

- (7) 開札の立会いについて、本入札に参加した者又は開札の立会いに関する委任を受けた代理人は、当該開札に立会うことができる。なお、代理人については、入札物件ごとの委任状（様式第8）を持参すること。  
ただし、その者がいない時は、当該入札事務に関係のない企業局職員が立会うものとする。
- (8) 天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。  
その際の被った損害は入札者の負担とする。

#### 11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札手数料率を訂正した入札
- (3) 入札に際し不正の行為があったと認められる入札
- (4) 入札書記載の入札手数料率、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できないとき。
- (5) 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- (6) 直接持参するなど、郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札
- (7) その他入札に関する条件に違反したとき。

#### 12 契約の締結

落札者との賃貸借契約は、次に掲げる方法によるものとする。なお、契約に際しては、自動販売機の実務管理関係に関する届出書（様式第11）を提出すること。

- (1) 市有財産賃貸借契約書（大津市企業局）（大津市企業局庁舎等における自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱 第5条関係）により、令和8年3月31日（火曜日）までに落札者と契約するものとする。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とする。
- (3) 契約は入札参加者名義で行うものとする。
- (4) 契約を締結するまでの間に、落札者が「3 入札参加資格」のいずれかの要件を欠くに至った場合、契約を締結しないものとする。この場合、大津市は一切の損害賠償の責を負わない。

#### 13 落札情報の公開

大津市は、落札者及び契約手数料率について公表する。ただし、落札者が個人の場合、落札者に代えて個人と表記する。

#### 問い合わせ先

大津市柳が崎6番1号

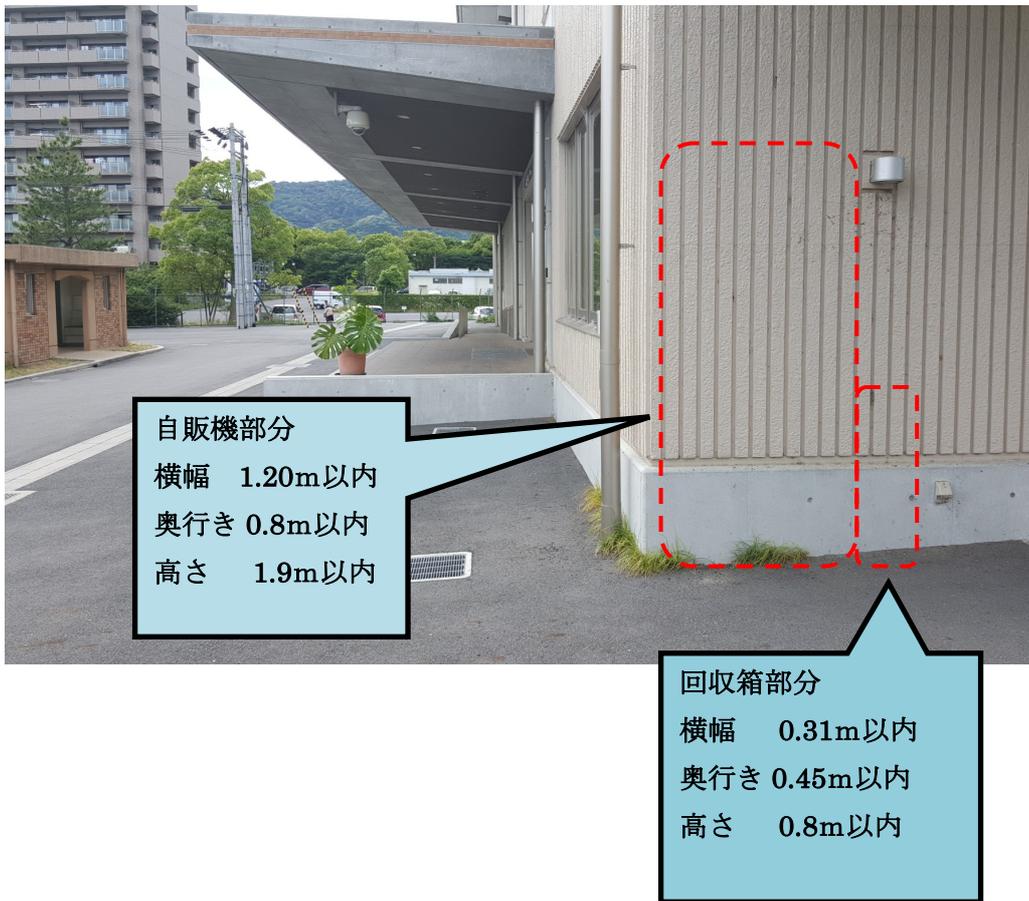
大津市企業局水道事業部浄水管理センター浄水施設課

電 話 (077) 528-2965 (直通)

メールアドレス otsu2831@city.otsu.lg.jp



## 貸付箇所のイメージ写真



### 【自動販売機部分】

幅 1.20m×奥行き 0.80m×高さ 1.90m 以内

(メーター設置部分を除く。以下同じ。)

### 【容器回収箱部分】

幅 0.31m×奥行き 0.45m×高さ 0.80m 以内

封書宛名等記載方法の例(申請書)

表

〒520-0022 大津市柳が崎6番1号	大津市企業局水道事業部浄水管理センター浄水施設課
<b>大津市企業局</b>	
水道事業部浄水管理センター浄水施設課長 宛	
<b>申 請 書 在 中</b>	
貸付物件名	大津市企業局水道事業部浄水管理センター飲料用自動販売機設置箇所貸付
所在地	大津市柳が崎6番1号
開札日	令和8年3月24日

※文字は、黒色でも可

裏

差出人 (入札参加者)	○ ○ ○ ○
-------------	---------

郵送する場合、必ず「一般書留」又は「簡易書留」により郵送してください。

※封筒裏面の「封かん印」は不要です。

封書宛名等記載方法の例(入札書)

表

〒520-0022 大津市柳が崎6番1号	大津市企業局水道事業部浄水管理センター浄水施設課
<b>大津市企業局</b>	
水道事業部浄水管理センター浄水施設課長 宛	
<b>入札書 在中</b>	
貸付物件名	大津市企業局水道事業部浄水管理センター飲料用自動販売機設置箇所貸付
所在地	大津市柳が崎6番1号
開札日	令和8年3月24日

※文字は、黒色でも可

裏

		
差出人 (入札参加者)		
○ ○ ○ ○		

郵送する場合、必ず「一般書留」又は「簡易書留」により郵送してください。

※封筒の糊付け部分は、大津市へ入札参加申請時に届け出された  
使用印鑑の「代表者印」で封印してください。

一般競争入札参加申込書（賃貸借契約用）

年 月 日

（宛先）

大津市公営企業管理者

住 所

氏 名

（法人にあつては、その所在地、名称及び代表者職・氏名）

年 月 日付けで入札公告のありました下記の物件の一般競争入札に参加を申込みします。

記

- 1 貸付物件名
- 2 設置場所  
又は所在地
- 3 貸付期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

申込担当者連絡先	
申込責任者名	
担当者名	
電話番号	

## 誓約書

年 月 日

（宛先）

大津市公営企業管理者

住 所

（所在地）

氏 名

（商号又は名称）

（代表者職・氏名）

下記事項について誓約します。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

### 記

- 1 現在、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していません。
- 2 過去2年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号までの規定に該当したことはありません。
- 3 現在、会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てはされていません。
- 4 現在、大津市企業局建設工事等指名業者及び指名停止基準並びに大津市企業局物品供給等指名業者及び指名停止基準に基づく指名停止を受けていません。
- 5 現在、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号及び第6号の規定に該当しません。
- 6 大津市暴力団排除条例の趣旨にのっとり、役員名簿を滋賀県警察本部に提供することに同意します。
- 7 その他、入札公告及び入札要領に記載された当該案件の入札参加資格をすべて満たしています。

以上

業者名 \_\_\_\_\_

## 役員名簿

（令和8年 月 日現在）

番号	役職名	氏名 (漢字表記)	フリガナ	生年月日	性別	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

〔注意〕 個人の場合はその者を、法人の場合は商業登記簿に登録されている全ての役員を記入してください。



くじ番号			
------	--	--	--

<h2 style="margin: 0;">入 札 書</h2> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">(宛先) 大津市公営企業管理者</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start; margin: 20px 0;"> <div style="text-align: right;"> <p>入札者</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>(法人名)</p> <p>(代表者職・氏名)</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>印</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start; margin: 20px 0;"> <div style="text-align: right;"> <p>代理人</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>印</p> </div> </div> <p style="margin-top: 20px;">大津市企業局庁舎等における自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する一般競争入札実施要領、市有財産賃貸借契約書及び大津市契約規則を承知して次のとおり入札します。</p>								
入札手数料率							.	%
貸付物件名								
設置場所								
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 入札書への記入には、アラビア数字（0,1,2,3・・・）の字体を使用し、<b>最初の数字の前に「#」を記入し、小数点第一位</b>まで記入してください。</li> <li>2 入札者（申込者）の住所・氏名（代理人の方が入札される場合は、入札者及び代理人の住所・氏名）を記入の上、本人（申込者）が入札する場合は本人の印鑑を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑（委任状に押印した「代理人使用印」に限る。）を必ず押印してください。</li> <li>3 個人の場合は認印でも可。法人の場合は、印鑑は法人印及び法人の代表者印をそれぞれ押印するか、法人名の入った代表者印を押印してください。</li> <li>4 入札書のくじ番号欄に3桁以内の任意の値（000～999）を記入すること。</li> </ol>								

## 委任状

私は、大津市企業局が行う自動販売機設置に係る一般競争入札に参加するに当たり、下記のとおり、代理人に権限を委任します。

### 記

#### 1 委任する権限

一般競争入札に関する一切の権限

#### 2 代理人（受任者）

住 所

氏 名

年 月 日

代理人使用印

入札申込者（委託者）

住所又は所在地

氏 名

（法人名）

（代表者職・氏名）

印

（印鑑登録証明書印）

#### （注）

- 1 委任状は入札当日に、入札しようとする物件ごとに必要です。
- 2 入札申込者の印鑑（登録）証明書（発行日から3ヶ月以内のもの、申込物件ごとに必要）を添付してください。
- 3 「代理人使用印」の枠内に、代理人が使用する印鑑を押印してください。代理人は、入札において必ずその印鑑を使用しなければなりません。

## 自動販売機の管理関係に関する届出書

令和 年 月 日

(宛先)

大津市公営企業管理者

	〒	
住 所		
(所在地)		
氏 名		印
(法人名及び代表者職氏名)		
電 話 番 号		
担 当 者 名		

大津市企業局浄水管理センターに設置する自動販売機に係る個別業務等の実施者について、次のとおり届出をします。

### 1 物件表示

設置場所	
------	--

### 2 個別業務の実施者

区分	実施者・所属部署	連絡先(電話番号)
設置管理責任者		
故障時の対応		
商品の補充		
売上げ代金の回収		
その他( )		
その他( )		

本書は、設置事業者の決定を受けた後に提出してください。

市有財産賃貸借契約書（大津市企業局）

1 賃貸土地

(1) 所在地等

所 在	地 番	地目	面積
大津市柳が崎6番1号	111番1	水道用地	1.10㎡

(2) 賃貸物件名 大津市企業局水道事業部浄水管理センター飲料用自動販売機設置箇所

2 賃貸借期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

3 指定用途 自動販売機の設置

4 手数料率 売価（円／1本・杯）の %（消費税額及び地方消費税額を含む。）

ただし、合計額に1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てた額を  
手数料とする。

5 手数料支払期限

四半期ごとに、納入通知書により大津市が指定する。指定期日までに一括納入すること。

6 賃貸料

(1) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの分 円

(2) 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの分 円

(3) 令和10年4月1日から令和11年3月31日までの分 円

7 賃貸料支払期限

(1) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの分 令和8年5月30日

(2) 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの分 令和9年5月30日

(3) 令和10年4月1日から令和11年3月31日までの分 令和10年5月30日

賃貸人大津市（以下「甲」という。）と賃借人（以下「乙」という。）との間に、  
頭書の賃貸土地（以下「賃貸土地」という。）の賃貸借について、次のとおり借地借家法（平成3年  
法律第90号。以下「法」という。）第25条の規定による一時的な借地権の設定を締結する。

（主記）

第1条 甲はその所有する賃貸土地を乙に賃貸し、乙はこれを賃借するものとする。

（用途の指定）

第2条 乙は、賃貸土地を頭書の指定用途に自ら供しなければならない。

2 乙は、賃貸土地を指定用途に供するに当たっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

(賃貸借期間)

第3条 賃貸土地の賃貸借期間は、頭書の賃貸借期間（以下「賃貸借期間」という。）のとおりとする。

2 この契約は、前項に規定する賃貸借期間の満了により終了し、更新はない。

3 甲は、第1項に規定する期間の満了の1年前から6月前までの期間（以下「通知期間」という。）に乙に対し、賃貸借期間の満了によりこの契約が終了する旨を書面によって通知するものとする。

4 甲が通知期間内に前項の通知をしなかった場合であっても、甲が賃貸借期間の満了によりこの契約が終了する旨の書面による通知を通知期間経過後にしたときは、当該通知日から6か月を経過した日をもってこの契約は終了する。

(手数料)

第4条 乙は頭書の手数料支払期限（以下「手数料支払期限」という。）までに、甲の発行する納入通知書により頭書の手数料（以下「手数料」という。）を支払わなければならない。

(賃貸料)

第5条 乙は、頭書の賃貸料支払期限（以下「支払期限」という。）までに、甲の発行する納入通知書により頭書の賃貸料（以下「賃貸料」という。）を支払わなければならない。

(光熱水費の支払)

第6条 乙は、賃貸土地に設置する自動販売機に光熱水費の使用量を計る専用メーターを設置するものとする。

2 甲は、毎月、専用メーターの表示する使用量に応じ、施設全体の前月の光熱水費の単価に基づき当該月の光熱水費を算出し、納入通知書により乙に請求するものとする。

3 乙は、光熱水費を甲が定める日までに支払わなければならない。

(延滞金)

第7条 乙は、自己の責めに帰すべき事由により納付期限までに賃貸料又は光熱水費を納入しなかったときは、納付期限の日の翌日から納付の日までの日数に応じて、年2.5パーセントの割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の延滞金を甲に支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第8条 乙は、この契約の締結後、賃貸土地に直ちに発見することができない種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しない状態があることを発見した場合においても、賃貸料の減額又は損害賠償の請求をすることができない。

(維持保全義務)

第9条 乙は、賃貸土地を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

2 乙は、賃貸土地の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を報告しなければならない。

(維持補修)

第10条 甲は、賃貸土地の維持補修の責めを負わない。

2 賃貸土地の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、すべて乙の負担とする。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 乙は、賃貸土地を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくは担保に供してはならない。

(実地調査等)

第12条 甲は、賃貸土地の使用状況及び販売状況を実地に調査し、乙に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 甲は、乙が提出した報告に疑義のあるときは、自ら調査し、若しくは乙に対し詳細な報告を求め、又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

3 乙は、正当な理由がなく報告の提出を怠り、又は実地調査を拒み、若しくは妨げてはならない。

(違約金)

第13条 乙は、賃貸借期間中に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(1) 第2条及び第11条に規定する義務に違反した場合 金<賃貸料の1年分に相当する額の3倍の額>円

(2) 第12条に規定する義務に違反した場合 金<賃貸料の1年分に相当する額>円

2 前項の違約金は、第19条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、甲又は国、甲以外の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため賃貸土地を必要とするときは、この契約を解除することができる。

2 前項に定めるもののほか、甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 手形若しくは小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。

(3) 差押・仮差押・仮処分、競売・保全処分、滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。

(4) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、又は申立てをしたとき。

(5) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

(6) 乙の信用が著しく失墜したと認められるとき。

(7) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。

(8) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、契約を継続することが困難であると認められるとき。

(9) 賃貸土地及び賃貸土地が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認められるとき。

(10) 前各号に準ずる事由により、契約を継続することが困難であると認められるとき。

(談合その他不正行為に係る解除)

第15条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責めを負わないものとする。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2若しくは第20条第1項の規定による命令をし、当該命令が確定したとき、又は同法第65条若しくは第67条第1項の規定による審決を行い、当該審決が確定したとき（同法第77条の規定によるこの審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(2) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却若しくは訴え却下の判決が確定したとき、又は訴えを取り下げたとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

（暴力団等排除に係る解除）

第16条 甲は乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下当該各号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき、何らの催告を要せず直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の委託に係る契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) この契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をこの契約の履行に係る必要な物品の購入

契約その他の契約の相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

（原状回復）

第17条 乙は、賃貸借期間が満了したとき、又は前3条の規定により契約が解除されたときは、甲が指定する日までに賃貸土地を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

（賃貸料の返還）

第18条 甲は、第14条第1項の規定により、この契約が解除されたときは、既納の賃貸料のうち、乙が賃貸土地を甲に返還した日以降の賃貸料を日割計算により返還する。

（損害賠償）

第19条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

（有益費の請求権の放棄）

第20条 乙は、賃貸借期間が満了したとき、又は第14条から第16条までの規定により契約が解除されたときにおいて、賃貸土地に投じた有益費、必要費その他の費用があっても、これを甲に請求できないものとする。

（契約の費用）

第21条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

（疑義等の決定）

第22条 この契約に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

（管轄裁判所）

第23条 この契約に関する訴えは、大津地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和8年 月 日

大津市御陵町3番1号

甲

大津市

大津市公営企業管理者

南堀 弘

住所

乙

氏名

名称及び代表者氏名

# 仕 様 書

## 1 貸付物件の概要

- (1) 貸付物件名 大津市企業局水道事業部浄水管理センター飲料用自動販売機設置箇所
- (2) 所在地 大津市柳が崎6番1号
- (3) 貸付箇所 9頁「貸付箇所見取図」のとおり
- (4) 貸付面積 1.10㎡ (自動販売機部分 0.96㎡ 容器回収箱部分 0.14㎡)
- (5) 外形寸法 自動販売機部分 (幅 1.20m×奥行き 0.80m×高さ 1.90m 以内)  
容器回収箱部分 (幅 0.31m×奥行き 0.45m×高さ 0.80m 以内)
- (6) 貸付料 14,769円(貸付期間総額)
- (7) 貸付期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

※ 手数料額は売上額に所定の手数料率を乗じた金額とし、光熱水費は使用実績に基づいて算定した額とする。

※ 貸付面積は自動販売機設置部分と容器回収箱設置部分を合計した面積とする。

※ 自動販売機部分の外形寸法には放熱余地を含み、電力量計(メーター)の寸法は含まない。

※ 自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合があるため、事前に確認すること。

## 2 自動販売機の設置条件

### (1) 設置事業者の施設使用形態

飲料用自動販売機設置事業者の施設使用形態は地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づき、本市が設置事業者に対し、行政財産である建物の一部を貸付ける方法により行う。

### (2) 貸付期間

貸付期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までとし、賃貸借契約の更新は認めないものとする。(借地借家法(平成3年法律第90号)第25条の規定による一時的な借地権の設定)

### (3) 貸付料

大津市行政財産使用料条例による金額をもって貸付料とする。

貸付料は、貸付期間中は改定しないものとする。ただし、当該貸付料に消費税額及び地方消費税額が含まれるものについて、それらの税額が改定されたときを除く。

### (4) 手数料

入札書に記載された手数料率に売上額を乗じた金額をもって手数料とする。

### (5) 必要経費

光熱水費の負担については、設置事業者の負担とする。

設置事業者は、自動販売機に光熱水費の使用量を計る専用メーターを設置し、それによる実費(4半期分)を大津市企業局が指定する期日までに一括納付すること。

### (6) 設置機器の仕様について

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものに限る。

ア 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

イ 新旧500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。

- ウ 外形寸法を超えないものとし、漏電ブレーカーを内蔵し転倒防止対策を行うこと。
- エ 災害発生時に自動販売機の飲料を無償で提供することを前提とした機器とし、災害発生時に大津市企業局が飲料の提供を必要と判断した場合（大津市の行政区域内において震度5弱以上の地震により上下水道、ガス施設に甚大な被害を受けたとき、または、同等以上の災害が発生した若しくは発生する恐れがある場合において、大津市企業局災害対策本部が必要と認めた場合）には、自動販売機内のすべての飲料を無償で提供するものとする。

#### (7) 利用上の制限

貸付期間中は、次の事項を遵守すること。

- ア 入札条件を遵守し、貸付料、手数料及び光熱水費を大津市企業局が指定する期限までに確実に納付すること。
- イ 落札物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡又は転貸することができない。
- ウ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、大津市企業局の指示に従うこと。
- エ 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類の販売を行わないこと。なお、商品の具体的な構成については、落札決定後、事前に大津市企業局と協議を行うこと。
- オ 他の自動販売機の販売価格と均衡のとれた価格で販売すること。

#### (8) 維持管理

貸付期間中は、次の事項を遵守するものとする。

- ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- イ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- エ 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- オ 自動販売機の故障や問い合わせについては、自動販売機本体に連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。また、大津市企業局へ「自動販売機の管理関係に関する届出書（様式第11）」を提出すること。

#### (9) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を大津市に請求することができない。